

令和8年度海洋再エネ整備法における海洋環境等調査方法書の精査委託業務の質問回答

令和8年3月3日

環境省大臣官房

地域政策課洋上風力環境調査室

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書3. (2) 合同ヒアリングについては、場合によって実施するということが、費用の積算に当たっては「合同ヒアリングを実施する」という想定で積算するという理解でよろしいですか。</p>	<p>合同ヒアリングについては、場合によって実施する想定でご検討ください。</p>
2	<p>仕様書3. (3) 有識者による現地確認については必要が生じた場合に行うとされていますが、費用の積算に当たっては「有識者の現地調査は実施する」という想定で積算するという理解でよろしいですか。</p>	<p>有識者による現地確認については、場合によって実施する想定でご検討ください。</p>
3	<p>仕様書3. (3) 有識者による現地確認を行う場合の具体的な場所の想定はありますか。</p>	<p>海洋再エネ整備法が施行された後、海洋再エネ整備法第10条第3項に基づく経済産業大臣及び国土交通大臣から環境大臣への通知がなされた区域となります。</p>
4	<p>仕様書3. (4) 追加のヒアリングについては必要な場合に行うとされていますが、費用の積算に当たっては「追加のヒアリングは実施する」という想定で積算するという理解でよろしいですか。</p>	<p>追加のヒアリングについては、場合によって実施する想定でご検討ください。</p>
5	<p>仕様書3. (4) 追加のヒアリング回数について、仕様書では「3区域×4名×5名を想定」となっておりますが、「3区域×4回×5名を想定」という理解でよろしいですか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
6	<p>仕様書3. (2) ■ 個別の有識者に対するヒアリング形式は、ウェブ会議形式でも可でしょうか（合同形式ではなく個別形式を想定しています） ■ 委員の参加は合同形式の場合のみでしょうか。個別に有識者にヒアリングを行う場合は参加不要でしょうか。 ■ 「委員」と「有識者」は、同一か、それとも別の専門家か、ご教示ください。 ■ 想定される調査方法書素案の提供時期をご教示ください。</p>	<p>■ ウェブ会議形式での開催も可能です。 ■ 「委員」と「有識者」は同一の方となります。 ■ 「委員」と「有識者」は同一の方となります。 ■ 提供時期については現在お示しすることはできません。</p>
7	<p>仕様書3. (3) ■ 「3区域」の場所をご教示ください（旅費の積算に必要です）。具体的な地名を上げることが困難であれば「●●地方●●海側」などの表現でも構いません。</p>	<p>■ 海洋再エネ整備法が施行された後、海洋再エネ整備法第10条第3項に基づく経済産業大臣及び国土交通大臣から環境大臣への通知がなされた区域となります。</p>
8	<p>仕様書3. (4) ■ この項はオプション扱いと判断されるところ（状況によっては追加のヒアリングが不要になる）、この費用も入札書の総額に含める必要がありますでしょうか。</p>	<p>■ 状況によっては追加のヒアリングを行う想定で、ご検討ください。</p>